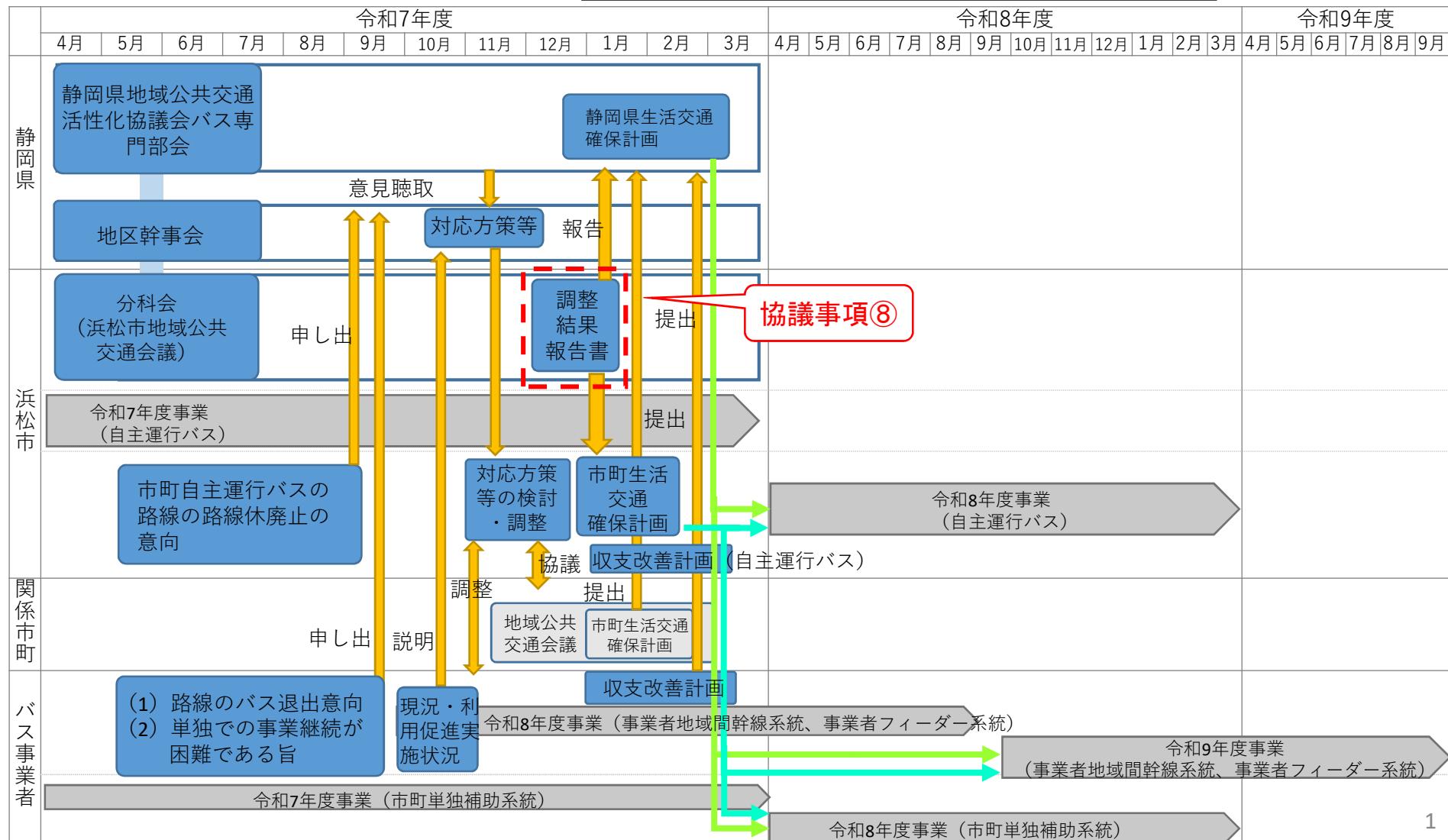


説明事項②：具体的な路線に係る生活交通の確保について 制度概要

- 静岡県では、「静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会」を設置し、道路運送法施行規則第15条の4の規定に基づく地域協議会として、乗合バス事業者が路線バスの退出意向又は単独での事業継続が困難である旨の申し出を受けて、関係市町と協議調整を行う仕組みを運用している。
- 協議事項⑧は、「分科会」となる「浜松市地域公共交通会議」において、乗合バス事業者から申し出のあった路線及び自主運行バスについて、乗合バス事業者及び関係市町との「調整結果報告書」を部会長に提出するために協議を行うもの。



説明事項②：具体的な路線に係る生活交通の確保について 制度概要

○ 関係法令等

(1) 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～6 略

(2) 道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)、地域公共交通会議(市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。)又は協議会(市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。)において協議が調つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

説明事項②：具体的な路線に係る生活交通の確保について 制度概要

○ 関係法令等

(3) 地域協議会の要件に関する告示（平成十三年七月十七日 国土交通省告示第千二百二号）

道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第十五条の四第二号の規定に基づき、地域協議会の要件に関する告示を次のように定める。

地域協議会に関する道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第十五条の四第二号の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 協議事項

(一) 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について審議するものであること。(二) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画を策定するものであること。

二 構成

少なくとも関係都道府県、関係市町村及び関係地方運輸局の長又はその指名する職員並びに関係旅客自動車運送事業者をもって構成すること。

三 設置

都道府県ごと(分科会等を地域ごとに組織するものを含む。)その他各地域の実情に応じて開催できる区域ごとに組織すること。

四 運営

地域協議会は関係都道府県が主催すること。

五 結論の尊重

地域協議会において協議が調った事項については、その構成員が、その協議の結果に基づいて必要な措置を講ずること。

説明事項②：具体的な路線に係る生活交通の確保について 制度概要

○ 関係法令等

(4) 静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会設置要綱

(分科会)

第6条 バス専門部会は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議（一又は複数の市町村長が主宰するものに限る。以下「公共交通会議」という。）又は市町が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条に規定する協議会（以下「市町活性化協議会」という。）を、公共交通会議又は市町活性化協議会の主宰者の申し出により、バス専門部会の分科会（以下、次項及び第3項において「分科会」という。）とすることができます。

(5) 静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会運営要領

1 協議事項

要綱第2条に定める協議事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関すること

乗合バス等事業者及び市町からの申出に対して、具体的な路線に係る生活交通の確保のため、次に掲げる事項について協議する。

ア 輸送サービスの範囲及び形態（路線バス、乗合タクシー及び市町自主運行バスの活用）

イ 輸送サービスの水準（運行ルート、運行回数及び運行時刻）

ウ 輸送サービスの提供主体（運行の委託を行う場合は受託主体を含む。）

エ 輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、その額及び分担方法

オ “ふじのくに”地域公共交通計画別冊（地域間幹線系統確保維持計画）及びその事業評価に関する事項

(3) 略

説明事項②：具体的な路線に係る生活交通の確保について 制度概要

○ 関係法令等

(5) 静岡県地域公共交通活性化協議会バス専門部会運営要領

4 バス専門部会の協議等

1の（2）の具体的な路線に係る生活交通の確保に関する事項についての協議等については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）略

（2）事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出があった場合

ア 部会長は、地区幹事会を開催し、対応方策等について意見を求めるものとする。

イ 申出をした乗合バス等事業者は、様式第3号により、申出路線の現況や利用促進の実施状況のほか、必要と認められる情報を開示し、地区幹事会幹事に対し説明するものとする。

ウ 関係市町は、分科会その他これに類似する会議を開催し、対応方策等について検討・調整をし、様式第5号により、指定された期日までにその結果を部会長に報告するものとする。

エ 申出路線について、生活交通として維持する必要があると判断した市町は、様式第6号により、市町の生活交通確保計画案を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。

オ 市町の生活交通確保計画案に掲載された路線を運行する予定の乗合バス等事業者及び市町は、様式第7号により、収支改善計画を作成し、指定された期日までに部会長に提出するものとする。

カ 部会長は、収支改善計画等により、乗合バス等事業者及び市町等の対応方法等を精査し、維持方策を決定するものとする。